

(別紙)

農業用ハウス・農業機械の導入、共同利用施設の修繕の事前着工等における留意事項

経営体育成支援事業等による農業用ハウス・農業機械の導入、共同利用施設の修繕の事前着工等については、それぞれの農林漁業者ごと（共同利用施設の場合は施設ごと）に次の資料を保存しておいていただくようにお願いします。

- (1) 施設等の被害の状況がわかる書きものや写真等
- (2) 事業の対象となる取組に係る発注書、納品書、請求書などの書類

<関係する項目>

4 (1)、4 (2)、4 (3)、5 (3)、8 (1)